

○厚生労働省令第百四十号

薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五並びに第三十六条の六第二項及び第三項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように

改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百三号）の施行の日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

附則第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十五年十二月三十一日」を「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則